児童氏名

・登所(園)の目安を参考に、<u>かかりつけ医の診断に従い</u>、届の記入および提出をお願いします

・基準を満たしていないと判断した	場合には、登所	(園) をお断りす	ることがあります
	- <i>700</i> U (U (O)		

医中で個にしてv.なv.と刊的した物はには、笠川(国)でわりりょうことがのりよう				
該当疾患	疾患名	登所・登園の基準		
K0	次	以下の基準に基づき、保育施設と保護者で判断する		
	A 群溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の		
	n 併份是困恐朱沚	諸症状がなく保育施設での活動に通常通り参加できること		
	インフルエンザ	発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過する		
	1 / / // / /	まで <u>(発症日: 月 日、解熱日: 月 日)</u>		
	新型コロナ ウイルス	発症(発症日が不明の場合は抗原陽性判明日)した後5日を経過し、		
		かつ、症状軽快後1日を経過するまで		
		*症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向になることない。		
		が改善傾向にあることをいう。 (発症日: 月 日、症状軽快日: 月 日)		
		<u>(発掘り・ 月 日、畑水軽戻り・ 月 日)</u> 解熱後24時間以上経過し、咳等の症状がなくなり、全身状		
	RS ウイルス感染症	熊が改善して保育施設での活動に通常通り参加できること		
	ヒトメタニューモ	解熱後24時間以上経過し、咳等の症状がなくなり、全身状		
	ウイルス感染症	熊が改善して保育施設での活動に通常通り参加できること		
	ノコルハ窓木畑	解熱後24時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、保育		
	突発性発疹	施設での活動に通常通り参加できること		
	 伝染性紅斑	食欲があり、機嫌がよく、保育施設での活動に通常通り参加		
	(りんご病)	できること		
	ヘルパンギーナ	解熱後24時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がな		
	手足口病	く普段の食事が摂れ、通常の活動に参加できること		
	アデノウイルス感染症	解熱後24時間以上経過し、保育施設での活動に通常通り参		
	(咽頭結膜熱・ 流行性角結膜炎以外)	加できること		
	感染性胃腸炎	上嘔吐がない)普段と同様に食事が摂れる★		
	マイコプラズマ感染症	解熱し、激しい咳が治まるまで		
	伝染性膿痂疹			
	(とびひ)	患部を覆えば登所登園可(覆えない患部はかさぶたがとれるまで不可)		

(医療機関名) (年月日受診)において上記疾患と 診断されました。保育施設の基準を満たしたので、年月日より登所(園)します。

★感染性胃腸炎:感染が拡がりやすい ため、状況を保育施設とよく相談す る. 24 時間以内の嘔吐がある場合.

年 月 日 保護者名

(自署)

この、状況を保育施設とよく相談りる。24時間以内の嘔吐がある場合、 食欲がない場合、おむつからはみ出すような水様便が複数回ある場合は登所 (園)を差し控える。2週間以上下痢」 が続いている場合は医師の許可があれば登所(園)できる。乳児で普段から 便が緩い場合はこの限りではない。

(作成: 千葉市医師会

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。

千葉市こども未来局幼保指導課)